

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 こだま小児科  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町 29 番 24 号
- (3) 設立認可年月日 平成6年 8月 26日
- (4) 設立登記年月日 平成6年 9月 5日

## 2 事業の概要

## (1) 本来業務

| 種 類 | 施設の名称  | 施設の医療機関<br>コード | 開 設 場 所           | 許可病床数          |
|-----|--------|----------------|-------------------|----------------|
| 診療所 | こだま小児科 | 4610311203     | 鹿屋市笠之原町 29 番 24 号 | 一 般 病 床<br>0 床 |

## (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| なし      |         |     |

## (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
| なし  |         |     |

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月25日 令和3年度決算, 令和4年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 こだま小児科  
 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町29番24号

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|

財 産 目 録  
 (令和 5 年 9 月 30 日現在)

|            |            |
|------------|------------|
| 1. 資 産 額   | 418,812 千円 |
| 2. 負 債 額   | 40,163 千円  |
| 3. 純 資 産 額 | 378,649 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| A 流 動 資 産       | 335,448 |
| B 固 定 資 産       | 83,364  |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 418,812 |
| D 負 債 合 計       | 40,163  |
| E 純 資 産 (C-D)   | 378,649 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 こだま小児科 ※医療法人整理番号   
 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町29番24号

貸 借 対 照 表  
 (令和 5 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |         | 負 債 の 部      |         |
|----------|---------|--------------|---------|
| 科 目      | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
| I 流動資産   | 335,448 | I 流動負債       | 40,163  |
| II 固定資産  | 83,364  | II 固定負債      | 0       |
| 1 有形固定資産 | 27,534  |              |         |
| 2 無形固定資産 | 1,040   | 負債合計         | 40,163  |
| 3 その他の資産 | 54,789  | 純資産の部        |         |
|          |         | 科 目          | 金 額     |
|          |         | I 出資金        | 5,000   |
|          |         | II 積立金       | 373,649 |
|          |         | III 評価・換算差額等 |         |
|          |         | 純資産合計        | 378,649 |
| 資産合計     | 418,812 | 負債・純資産合計     | 418,812 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 こだま小児科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町29番24号

損 益 計 算 書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 279,385 |
| 2 事業費用     | 190,842 |
| 本来業務事業損失   | 88,543  |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     |         |
| 2 事業費用     |         |
| 附帯業務事業利益   |         |
| 事業利益       | 88,543  |
| II 事業外収益   | 2,722   |
| III 事業外費用  | 0       |
| 経常利益       | 2,722   |
| IV 特別利益    | 3,408   |
| V 特別損失     | 404     |
| 税引前当期純利益   | 94,269  |
| 法人税等       | 26,462  |
| 当期純利益      | 67,807  |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 こだま小児科  
所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町29番24号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| -  | -  | -   | -            | -     | -             | -     | -            | -  | -            |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名   | 職業 | 関係事業者<br>との関係  | 取引の内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|------|----|----------------|-----------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | ■■■■ | ■■ | ■■■■<br>不動産の賃借 | 賃借料の支払い<br>(注)1 | 4,800        | -  | -            |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 こだま小児科  
理 事 長 児玉 昭彦 殿

私は、医療法人こだま小児科の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月25日

医療法人 こだま小児科

監事 児玉 沙織